

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和2年3月13日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
平成31年1月11日	広島県知事（般一27）第30607号	(有)隆盛建設	小手川 隆子	広島県福山市 南蔵王町5-20-27	全部廃業	許可に係る全ての建設業
平成31年1月11日	広島県知事（般一28）第35813号	森建築板金	森 信夫	広島県福山市 神辺町八尋914-3	全部廃業	許可に係る全ての建設業
平成31年1月10日	広島県知事（般特一27）第4755号	湯来土地開発(株)	木原 信児	広島県広島市佐伯区 湯来町大字和田789	全部廃業	許可に係る全ての建設業
平成31年1月11日	広島県知事（般一29）第38473号	橋本建工	橋本 毅	広島県広島市西区 新庄町2-8-801	全部廃業	許可に係る全ての建設業
平成31年1月10日	広島県知事（般一25）第32443号	(有)内田工務店	内田 進一	広島県広島市東区 馬木6-1907-6	一部廃業	内
平成31年1月10日	広島県知事（般一25）第32468号	(有)HANABUSA	藤原 夕子	広島県広島市安佐南区 西原3-23-18	一部廃業	建、大、屋、タ、内
平成31年1月16日	広島県知事（般特一28）第86号	(有)藤川組	大歳 勝義	広島県庄原市 西城町中野361-9	全部廃業	許可に係る全ての建設業
平成31年1月18日	広島県知事（般一28）第33514号	ハレルヤタイル	松浦 輝幸	広島県福山市 加茂町大字下加茂1129-1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
平成31年1月23日	広島県知事（般一28）第37758号	福田建設	福田 穂積	広島県広島市南区 段原2-3-16	全部廃業	許可に係る全ての建設業
平成31年1月23日	広島県知事（般一28）第33693号	(有)ロングライフ	島村 努	広島県福山市 三吉町南2-13-27	全部廃業	許可に係る全ての建設業
平成31年1月25日	広島県知事（般一26）第36971号	塚本鉄工所	塚本 浩文	広島県安芸高田市 高宮町佐々部982	全部廃業	許可に係る全ての建設業
平成31年1月31日	広島県知事（般一28）第35801号	(株)西城産業	*城 賢二	広島県呉市 音戸町南隠渡1-2-14	全部廃業	許可に係る全ての建設業

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業